学生版

障がいのある学生支援ハンドブック

獨協大学

学生支援室へのアクセス

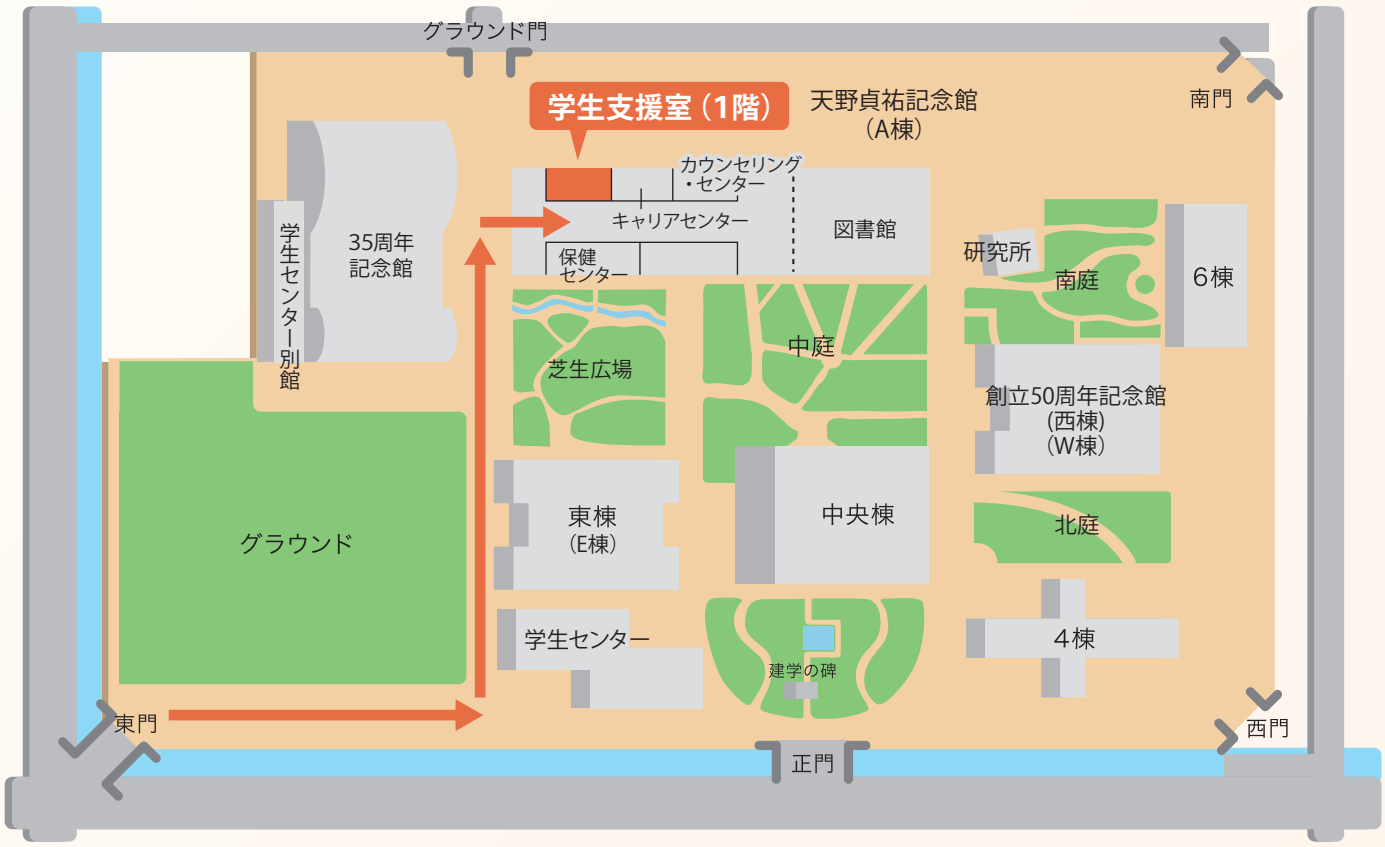

←獨協大学前〈草加松原〉駅

CONTENTS

獨協大学における障がいのある学生支援に関する基本方針 3

こんなことで困っていませんか？ 4

支援を受けるまでの流れ 5

大学全体で、障がいのある学生を支援します 6

障がいのある学生支援について、どんな支援が受けられますか？ 7

就職活動における支援 8

FAQ ― よくある質問 9

大学アクセシビリティ・マップ、あんしんトイレ（多機能トイレ）設備早見表 10

人権についての獨協大学の考え方、獨協大学人権宣言 11

獨協大学における障がいのある学生支援に関する基本方針

1. 基本理念

獨協大学は、「獨協大学人権宣言」に基づき、すべての学生の人権を守ります。障がいの有無を理由とする偏見や差別を許さず、平等な学修の機会が与えられ、人として成長できる場を提供します。

2. 定義

本基本方針における用語の定義は、次の通りです。

(障がい者)

「障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」

（改正障害者基本法第 2 条第 1 号）

(社会的障壁)

「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。」

（改正障害者基本法第 2 条第 2 号）

(合理的配慮)

「合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

（障害者の権利に関する条約第 2 条）

「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。」

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針）

(学生)

学部学生及び大学院生。入学志願者に対しても一定の配慮を行う。

3. 支援体制

(相談窓口)

・入学志願者に対しては、入試課が窓口となります。具体的な内容については入試要項をご覧ください。

・障がいのある学生に対しては、学生支援室が相談窓口となり、教務課（学修支援）、学生課（生活支援）、キャリアセンター（キャリア形成支援）、保健センター、カウンセリング・センターと連携しながら障がいのある学生を支援します。

(合理的配慮の提供)

学修支援の合理的配慮の具体的な内容は、大学と障がいのある学生が建設的な対話を重ねることで決定します。過重な負担については個別の事案ごとに判断し、当該学生にその理由を説明し、理解をえるように努めます。
教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準の調整などの対応は行いません。

(支援の範囲)

障がいのある学生のニーズを的確に把握したうえで、学修支援、生活支援、キャリア形成支援、そして卒業までを視野に入れた支援を提供します。

(学生支援連絡会)

関係各部署の担当者で構成される学生支援連絡会が障がいのある学生を支援するための制度整備に取り組みます。

(研修・啓発活動)

教職員、学生等を対象に、研修・啓発活動を実施します。教職員が障がいのある学生に対し、差別的対応をした場合や、過度な負担を要しないにもかかわらず合理的配慮を怠った場合は、当該教職員に対して是正を求めます。

(情報公開)

本基本方針を HP で公開します。オープンキャンパス等において、本学での修学に関心をお持ちの方々に情報を提供する機会を設けます。

(関連部署間の情報の共有と守秘義務)

障がいのある学生の同意を得たうえで、当該学生の支援に必要な情報を関連部署で共有します。知りえた情報を他者に漏らすことはありません。

4. 施設整備

すべての学生の学修環境を改善するために、施設整備に取り組みます。
構内における「あんしんトイレ」（多機能トイレ）、障がい者用駐車場などの配置は、アクセシビリティ・マップをご覧ください。

5. 守秘義務

知りえた情報を本人の同意なしに他者に漏らすことはありません。

2021年4月
2023年4月更新
獨協大学

こんなことで困っていませんか？

学生生活を送るうえで、また学業に取り組むうえで心配なこと、困っていることがあれば、学生支援室にご相談ください。関係する教職員と連携し、支援の方法を検討します。場合によっては、より専門的な外部機関等にも協力要請します。

支援を受けるまでの流れについては、5 ページで説明しています。

視覚障がい

- プリント、板書、試験問題などを読み取るのが難しい。
- グループワークやディスカッションの際、他の学生の様子や表情がわかりにくく、コミュニケーションをとるのが難しい。
- 災害時に、他の学生に遅れず避難できるか不安である。

聴覚障がい

- 課題や試験、予定変更など、教員の連絡事項や指示がよく聞き取れないことがある。
- ゼミやグループディスカッションの際、誰が発言しているのかがわかりにくく、議論に参加しづらい。
- 場面や音質、話し方により、聞こえやすい時と聞こえにくい時がある。

肢体不自由

- エレベーター使用や段差、傾斜のため移動に時間がかかり、休み時間内に次の教室に移動するのが難しい。
- 教室の机、椅子が利用しづらい。
- 紙をめくる、文字を書く、パソコンなどの機器を利用するなどが難しい。

内部障がい

- 疲労しやすく、体力的に授業に 100 分間通しで参加することや毎週出席することが難しい。
- 定期的に通院が必要なため、授業を欠席せざるを得ない場合がある。
- 外見上は障がいがわからないため、体調がよくないことを周囲の人にわかってもらいにくいのが辛い。

発達障がい

- 教員の指示を聞き逃したり、掲示物や配布物を見落としたりすることが多い。
- レポートや宿題を期日までに仕上げるのが難しい。
- ざわざわした教室にいるのは耐えられない。
- 文字を早く正確に書くことが苦手である。
- 悪気はないのに人を怒らせてしまう。

精神障がい

- 生活のリズムが崩れやすく、遅刻や欠席することがある。
- 思考力、記憶力、集中力が低下することがあり、予定どおりに課題を行うことが難しい場合がある。
- 人前での発言やグループワークが苦手だ。

Topic①　思いやりのあるエレベーター利用を目指して

エレベーターは、階段昇降に困難がある人が優先です

松葉杖や車椅子の方のほかに、内臓疾患のある方、歩行が困難な方などもいます。エレベーターを使わなければ移動が難しい人にエレベーターを譲り、階段を利用できる人は階段を利用し、思いやりをもって行動しましょう。

支援を受けるまでの流れ

問い合わせ

まず、大学ホームページにある問い合わせフォームで学生支援室にご連絡ください。
　大学 HP 「学生生活」→「障がいのある学生支援」
学生支援室窓口（天野貞祐記念館 1 階・東側）でも受け付けています。

書類提出

「支援申請書」を提出してください。支援申請書は、PorTa Ⅱダウンロードセンターの「学生生活」→「障がいのある学生支援」に掲載しています。

事前相談

受付後、学生支援室から事前相談の日程調整メールが届きます。
入学前に受けていた支援、現在の修学上の困難、必要とする支援などを具体的に確認します。
医師の診断書や障害者手帳、高校時代に受けた支援説明文書等がすでに手元にある場合は、事前相談の際にお持ちください。

面談

学生支援室や関連部署職員等を中心に、配慮内容によっては学部や学科の教員が加わり、必要な支援についてお尋ねします。

支援計画

支援方針を策定します。
決定した内容は本人に説明し、合意のうえで支援計画を確定します。

支援開始

支援方針確定後、関連部署の支援担当者に連絡し、支援方針に基づき対応します。
授業での配慮については、「障がいのある学生への授業配慮について（依頼）」（配慮依頼文書）を用意しますので、授業担当教員に渡し配慮内容を相談してください。
支援開始後も、必要に応じて支援状況確認面談を実施します。

アンケート

各学期の授業期間終了後、当該学期の学生支援の実態把握のためのアンケートを実施します。
次の学期の支援継続希望の確認もします。

※相談は通年で受け付けていますが、学期ごとに申請受付期限を設けています。
　詳しくは学生支援室 HP よりご確認ください。

※早めに相談いただけると、時間に余裕をもって支援準備をすることができます。
（「事前相談」から支援開始まで、約 1 カ月かかるとお考えください）

大学全体で、障がいのある学生を支援します

障がいのある学生からの支援申請に基づき、学生支援室が関係する学内組織や教員と連携を図ります。

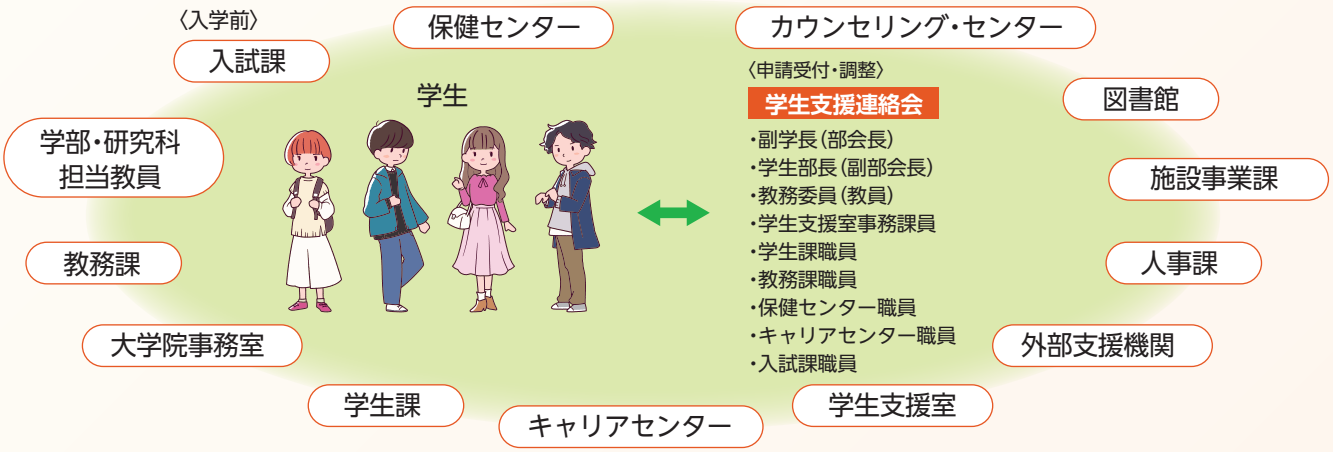

学生支援室
（天野貞祐記念館 1 階・東側）

授業、学習や大学生活などで障がいによる困りごとがある場合の支援申請を受け付けています。専門コーディネーターが面談を行い、関係部署や教員との連携を図ります。

教務課　大学院事務室
（東棟 1 階）　（4 棟 1 階）

授業での配慮が必要な場合は、申請に基づき、配慮に関する文書を授業担当教員に渡すなどしています。また、車椅子を使用する学生には、車椅子のまま利用できる机を教室に配置します。
定期試験の際も、必要に応じ、別室での受験、試験時間延長などの配慮申請をすることができます。

カウンセリング・センター
（天野貞祐記念館 1 階・中央）

学生生活を送るうえで困ったことや、どうしていいかわからないことなど、両親や友人に話しにくい問題でも、相談に応じます。性格テストや職業興味検査などの心理テストも、希望により受けることができます。
静かに気持ちを落ち着けたいとき、一人になりたいときに利用できる「心の休憩室」を併設しています。
気軽にご利用ください。

保健センター
（天野貞祐記念館 1 階・東側）

定期健康診断を実施しています。結果により、医療機関の紹介や各種相談利用を案内します。また、体調がすぐれないときに休養することができます。
学校医（内科、精神科）、精神衛生相談員（臨床心理士、公認心理師等）、栄養士、保健師、看護師が心やからだの不調の相談に対応します。各種相談利用については、保健センターHPをご確認ください。

入試課　大学院事務室
（中央棟 1 階 DAO）　（4 棟 1 階）

入学試験の受験の際に配慮を必要とする場合はご相談ください。

学生支援連絡会

障がいのある学生支援に関係する教員や学内組織で構成され、合理的配慮の提供等の支援を立案・実施します。

キャリアセンター
（天野貞祐記念館 1 階・東側）

進路や就職に関する個別相談のほか、障がい学生対象のキャリアガイダンス実施、大学に届く障がい学生向けのインターンシップや企業説明会の案内、学外支援機関からのイベントのお知らせなどの情報提供を行っています。

学生課
（学生センター 1 階）

障がいのため自動車での通学が必要な場合は、大学構内への入構を申請することができます。
落とし物や奨学金の問い合わせも受け付けています。

図書館
（天野貞祐記念館・西側）

1～3 階にある入館ゲート、書架の間の通路とも、車椅子で通行できる幅を確保しています。各階に車椅子対応の蔵書検索端末用机を設置しているほか、階段利用が困難な方は、館内エレベーターを利用できます。館内で困ったことがあったら、スタッフに声をかけてください。

施設事業課

誰にとっても利用しやすい施設になるよう、キャンパスの整備を行っています。

人事課

教職員の理解を深めるため、ダイバーシティ推進の研修の企画・実施を行っています。

障がいのある学生支援について

合理的配慮とは、障がいがあることで他学生より少し後ろに位置しているスタートラインを、他学生と同じ位置に調整するイメージです。授業の目標や本質は変わらないので、学業の習得・単位取得のため、皆同じゴールを目指し勉強します。支援を受けることで、成績を甘くつけること、欠席を認めるということはありません。

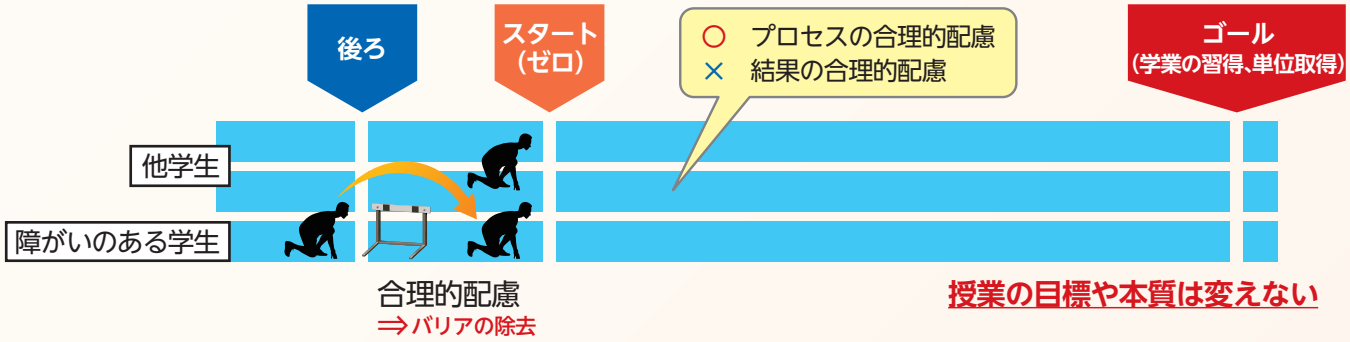

授業に出席することが基本です

授業への出席、課題の提出等をすることが基本です。体調不良等の理由で遅刻・欠席する(した)場合、1回の遅刻・欠席毎にできるだけ早く科目担当教員に連絡のうえ、代替措置等について相談することが大切です。

参考：障害学生支援に関する基本的な考え方（原田 新，2022 を一部改変）

どんな支援が受けられますか？

他の学生と平等に教育を受けられるよう、個々の状況に合わせて支援内容を決定します。例に挙げていない支援が実施されることもありますし、事情により希望に添えない場合もあります。

相談学生と関係者でじっくり相談しながら個別に検討しますので、気軽に学生支援室に相談してください。

授業における支援例

- 履修登録時のサポート
- 黒板が見やすい座席、教員の声が聞き取りやすい座席、出入り口付近の座席などの確保を依頼
- 車椅子用の机の配置
- 補聴器装着者がより音声を聞き取りやすくなるよう、教員にデジタル補聴援助システム装着を依頼
- 体調不良時や服薬時の途中退室許可
- 課題提出期限の柔軟化
- ゼミ等での発表順を早めに知らせる
- 録音許可・板書撮影許可

定期試験における支援例

- 別室受験
- 試験時間の延長

学生生活における支援例

- 健康診断時の介助、受診日時の調整
- 自家用車による通学許可

災害時における支援例

- 避難計画の事前打ち合わせ
- 緊急時の連絡手段の確認
- 自助による避難が困難な場合の避難サポート
  エレベーターが使えないとき、歩行や階段利用が困難な学生の避難サポートでは非常用階段避難車「イーバックチェア」(写真)を使用します。

設置場所

東棟：5階グラウンド側エレベーター前

西棟：4階北庭側エレベーター前

A棟：5階35周年記念館側非常階段前

4棟：4階エレベーター前

6棟：4階掲示板近くのエレベーター前

就職活動における支援

個別相談

キャリアセンターでは、相談窓口を設け、進路や就職、インターンシップに関する相談を随時受け付けています。その際、障がいのある学生は、個々の要望に応じてアドバイザーを固定することも可能です。

障がいのある学生のためのキャリアガイダンス

学内で開催される就職ガイダンスや各種講座のほか、障がいのある学生を対象としたキャリアガイダンスを開催しています。障がいのある学生の就職活動の流れやポイントを知ることができます。参加にあたり、障害者手帳の有無は問いません。

障がいのある学生向け情報発信

①キャリタス UC での情報発信
大学に届く障がいのある学生向けのインターンシップや企業説明会の案内、学外支援機関からのイベントのお知らせなどを、キャリタス UC に掲載しています。情報は随時更新しますので、こまめに確認してください。

②キャリアセンター内の情報提供（参考図書、チラシ・冊子の配布）
障がいのある学生向けの冊子、案内や参考図書などを配架しています。
大学に来た時はぜひキャリアセンターに立ち寄って、有益な情報を取得してください。

学外機関の紹介

獨協大学では、学内だけではなく、学外の機関との連携も進めています。学外の機関も上手に利用して、就職活動を進めましょう。

埼玉県「障害者雇用の支援」

埼玉新卒応援ハローワーク

草加市障害者就労支援センター
（要手帳）

発達障害者就労支援センター ジョブセンター草加
（手帳不要）

障がい者のための就職・転職求人情報サイト「ウェブ・サーナ」

障がい者のための就職情報サイト「クローバーナビ」

FAQ ― よくある質問

Q. 障がいがあることを人に知られたくありません。
授業やテストで配慮してもらえることになったとき、その情報はどこまで共有されますか？

A. あなたが支援申請したことは、学生支援連絡会、所属学部教員、授業担当教員など、必要最低限の範囲で情報共有します。授業担当教員には、他の学生にわからないように注意を払うよう要請します。

Q. 配慮を申請したら、必ず何かしらの支援をしてもらえるのでしょうか？

A. 大学の予算や人的資源等の関係から希望に添えない場合もありますが、支援希望者と建設的対話を重ねながら共に可能な限り解決策を検討するように努めます。

Q. 配慮の申請を親などが代わりに行うことはできますか？

A. 学生本人からの支援申請が必要です。

Q. 支援を問い合わせフォームから申し込みしましたが、学生支援室からのメールにどう返信したらよいか分かりません。

A. 学生支援室から送られてくる初めてのメールは支援希望を受け付けたことを知らせ、事前相談の日程を調整する内容です。時間割から授業が入っていっていない時間帯を中心に候補を提案しますので、次の記入例を参考に返信してください。
また、返信に時間を要する場合がありますので、余裕をもってメールするよう心がけてください。

返信例

獨協大学　学生支援室御中　← 宛 先

○○学部△□○学科１年の獨協　どく太です。　← 氏名、所属などを明記する。

事前相談の候補日を確認しました。
いずれの日程も問題ありません。
どうぞよろしくお願いいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

獨協大学○○学部△□○学科１年　← 署 名
獨協　どく太
Mail:　g●●●●●●●@dokkyo.ac.jp

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

改善が必要な例

はい。どれでもいいです。　← ✕ 用件や送信者が分からない。

大学アクセシビリティ・マップ

＊女子トイレにOiTr(オイテル)を設置

教室棟、学生センター(別館を含む)、図書館、コミュニティスクエアの１階女子トイレ個室計18カ所に、OiTr(生理用ナプキン無料提供ディスペンサー)を設置しています。

あんしんトイレ(多機能トイレ)設備早見表

	設置フロア	設置場所	ドア	オストメイト	オムツ交換台	着替え台	備考
東棟	1階～5階	中央棟側	スウィング式	1階のみ	2階のみ	○	
創立50周年記念館(西棟)	1階	中央棟側	自動ドア	○	○	○	
	2階～4階	西側	スライド式			2階のみ	
天野貞祐記念館(教　室)	1階～5階	ドーム近く	スライド式			1階のみ	1階はベビーチェアも設置
(図書館)	1階～3階	西側	スライド式				
４棟	1階	女子トイレ内	スライド式				
６棟	1階	男女トイレ近くに各1カ所	自動ドア				
中央棟	1階	西棟側の男女トイレ内	スライド式				
学生センター	1階・3階・5階	中央階段近く	スライド式	1階のみ	1階のみ		
35周年記念館	1階・2階	1階は書店近く。2階は学食内	スライド式				
学生センター別館	1階	35周年記念館側に2カ所	スライド式	○	○		
獨協大学コミュニティスクエア	1階	エントランスホール付近	スライド式	○	★	○	介助用ベッドも設置 ★男女トイレ内にそれぞれ設置

人権についての獨協大学の考え方

獨協大学は、2020年8月、「獨協大学人権宣言」を制定しました。そして、この「人権宣言」が謳う「人権を擁護し、多様性を尊重する」「偏見や差別を許さない」という精神に基づき、以下のルールを制定しました。

・獨協大学における障がいのある学生支援に関する基本方針

・獨協大学におけるLGBTQ学生の支援に関する基本方針

・ハラスメントの防止に関する行動規範

今後、これらの実現に向けた啓発活動や制度整備に、これまで以上に積極的に取り組んでまいります。

獨協大学人権宣言

獨協大学は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念を実現するために、誰もが平等な教育研究の機会を与えられ、その人権が擁護され、人として成長できる場を創造することを宣言します。

1. 獨協大学は、国や地域の法令、建学の理念、学則などの規範を遵守します。
2. 獨協大学は、すべての人間は生まれながらにして平等であるとの認識に立ち、人権を擁護し、多様性を尊重します。学生、教職員、その他関係者は、互いの尊厳を守ります。
3. 獨協大学は、国籍、性別、宗教、年齢、障がいの有無、性的指向・性自認などによる偏見や差別を許しません。人間の尊厳を損なう行為を決して放置せず、健全な教育研究環境と職場環境の整備を加速させます。
4. 獨協大学は、学生、教職員、その他関係者が持つ多様性が創造的な教育研究成果を生み出す体制を整備します。
5. 獨協大学は、地域との連携を深めながら、誰もが互いに人格と個性を認め合い、支え合う共生社会の構築に貢献します。

2020年8月15日
獨協大学

Topic② 知っていますか？

本学OBの作家・市川拓司さん

各国で大ベストセラーとなり映画化もされた小説『いま、会いにゆきます』の著者・市川拓司さんは、本学経済学科の卒業生です（1985年卒）。市川さんは、本学在学中は陸上競技部で活躍する一方、幼いころから「問題児」と呼ばれ、生きづらさを抱えていました。

2021年7月刊行の『発達障害だから強くなれた　ぼくが発達障害だからできたこと　完全版』（朝日文庫・朝日新聞出版）では、当事者としての体験や、自分の個性との付き合い方、コロナ禍での日々などが語られています。巻末に心療内科医による医学的解説を収録。

獨協大学　学生支援室（天野貞祐記念館１階・東側）
e-mail：shien@stf.dokkyo.ac.jp
phone：048-954-7020
受付時間：月～金　9:00 ～ 17:00

2025 年 4 月改訂